

| | |
|---------|----------|
| 議 会 資 料 | 議案第 21 号 |
| 地域福祉課 | |

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の規定に基づき、災害弔慰金の支給対象となる遺族の順位について規定を整備するとともに、災害援護資金の償還等に係る引用条項等について、現行の法令との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

(1) 災害弔慰金を支給する遺族の規定整備（第 4 条関係）

法の規定に基づき、災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位に「兄弟姉妹」を追加し、規定の明確化を図ります。

(2) 引用条項等の整理（第 15 条関係）

災害援護資金の償還金の支払猶予や償還免除等について規定している条文において、法令の規定に合わせるため、「報告等」を加えるとともに、引用する法及び政令の条項番号にズレが生じていましたので改めます。

3. 改正による効果等

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」と整合性を取ることで、災害弔慰金の支給等について、解釈の誤りや支給ミスを防ぎます。

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年志摩市条例第137号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第14条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> | <p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 兄弟姉妹</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、法第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> |